

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

令和6年度久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会委員委嘱式

1. 開会

司会（福原課長）

皆様おはようございます。本日は公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただいまから、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の委嘱式を始めさせていただきます。私は総務部庶務課長の福原と申します。本日は委嘱式及び運営審議会の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱書の交付

司会（福原課長）

それでは、梅田市長より委員の皆様へ委嘱書の交付をさせていただきます。市長が、皆様の席に伺いますので、恐縮ですが、お名前を呼ばれた際には、その場でご起立のうえ、お受け取りいただきますようお願いいたします。

《市長から委嘱書交付》

荒井 良夫 様

石田 道哉 様

大久保 礼子 様

小宮山 哲夫 様

佐世 芳 様

野村 祐輔 様

益山 典子 様

満木 祐子 様

山田 桂子 様

ありがとうございました。ただいま9名の皆様に委嘱書の交付をさせていただきました。なお、本日欠席されました須藤様には、後日、本日の資料と合わせて委嘱書をお渡しさせていただきます。

3. 委員及び事務局の紹介

司会（福原課長）

本日は第1回の会議でございますので、それではここでお1人ずつ自己紹介をしていただきたいと思います。お手元にお配りしてございます名簿の順に、荒井委員さんからお願いしたいと思います。お願いします。

《委員自己紹介》

司会（福原課長）

ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介いたします。

《事務局職員自己紹介》

4. 閉会

司会（福原課長）

以上をもちまして、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会委員委嘱式を終了とさせていただきます。

令和6年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会

1. 開会

司会（福原課長）

それでは、ただいまから、令和6年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を始めさせていただきます。なお、委員10人中、出席委員9人でございますので、本運営審議会は久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により成立いたしますことをご報告申し上げます。

2. 市長あいさつ

司会（福原課長）

始めに、梅田市長からご挨拶申し上げます。

梅田市長

《市長挨拶》

司会（福原課長）

ありがとうございました。

3. 会長・副会長選出

司会（福原課長）

続きまして、会長・副会長の選出に入りたいと思います。なお、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となりますが、会長が選出されておられませんので、梅田市長に仮議長をお願いいたします。

仮議長（梅田市長）

それでは、暫時、仮議長を務めさせていただきます。3の会長の選出につきましては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第2項の規定により、委員の互選によってこれを定めることとなっておりますが、いかがいたしましょう

か。はい、野村委員さん。

野村委員

佐世先生にやっていただくのがいいかと思っております。

仮議長（梅田市長）

ただいま野村委員さんから佐世委員を会長に推挙するという発言がありました
が、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

《「はい」との声あり》

仮議長（梅田市長）

それでは異議なしということで、会長は、佐世委員にお願いしたいと存じます。
それでは、ここで会長になられました佐世委員さんに就任のごあいさつをお願い
したいと存じます。

佐世会長

《会長挨拶》

仮議長（梅田市長）

ありがとうございました。それでは、会長が無事選出されましたので、議長の職
を解かせていただきます。

司会（福原課長）

ありがとうございました。皆様、誠に恐縮でございますが、梅田市長につきまし
ては所用がございますので、ここで退席させていただきたく、ご了承賜りたいと存
じます。

《市長退室》

司会（福原課長）

ここで少しの間、事務局と会長の間で進行について打ち合わせをさせていただきたいと存じます。

《佐世会長が会長席へ移動・着席》

《会長・事務局、進行について打ち合わせ》

司会（福原課長）

それでは始めさせていただきたいと思います。それでは副会長の選出に移らせていただきます。久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定によりまして、佐世会長に議長となつていただきまして議事進行をお願いしたいと思います。

議長（佐世会長）

それではこちらで議事を進めさせていただきます。副会長の選出でございますが、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第2項の規定により、副会長は委員のうちから会長が指名すると規定されておりますので、私の方から指名をさせていただきます。副会長には、引き続き満木委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

満木委員

はい。

議長（佐世会長）

ありがとうございます。それでは副会長は満木委員をお願いいたします。ここ

で副会長の就任のごあいさつをいただきたいと思います。

満木副会長

《副会長挨拶》

議長（佐世会長）

ありがとうございました。

4. 議題

（1）会議の進め方等について

議長（佐世会長）

それでは、引き続き議事に入らせていただきます。まず、議題（1）の「会議の進め方等について」を、事務局から説明をお願いします。

事務局（福原課長）

それではまず、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。本日お配りをしております、委員名簿と傍聴要領の案でございます。また、事前に郵送にてお送りさせていただいております資料が全部で16種類ほどございます。赤のインデックスがついている資料が1から2までと、青のインデックスがついております資料が1から14までございます。資料の過不足がございましたでしょうか。何かございましたら事務局までお声がけいただければと思います。

次に、会議の進め方について説明させていただきます。本運営審議会の会議は、会議の公開原則に則り、公開となるものでございます。また、会議を公開の場合は、傍聴要領案の内容とさせていただきます。会議録を作成し、閲覧、ホームページで公開をさせていただきます。会議録を作成するために録音をさせていただきます。会議録の確認については会長にお願いしまして、併せて署名をお願いしたいと

思います。また会長不在のときには副会長にお願いをしたいと思います。

議長（佐世会長）

ただいま、事務局から提案がありましたが、了承するという事によろしいでしょうか。

《異議なし》

議長（佐世会長）

ありがとうございます。事務局から、ほかに何かありますか。

事務局（福原課長）

はい。次に委員名簿の取り扱いについて説明をさせていただきたいと思います。委員名簿は、ホームページ等で公開をさせていただきたいと思います。また、公職者名簿の掲載方法につきましては、これまで公職者名簿には会長、副会長、委員の職名の他、承認いただいた方のみ、住所と電話番号を掲載させていただいておりますが、これまでと同様ということによろしいでしょうか。お伺いさせていただきます。

議長（佐世会長）

ただいま事務局から、名簿の取り扱いについて説明がありました。配られている委員名簿は、ホームページ等で公開することについて了承していただくということによろしいでしょうか。

《異議なし》

議長（佐世会長）

はい。ということで次に、公職者の名簿についてですが、これまでと同様に、住

所及び電話番号については、掲載してもよろしいという委員のみ掲載をするということでもよろしいでしょうか。

《異議なし》

議長（佐世会長）

そのようなことでやりたいと思います。

事務局（関根館長）

それではここでちょっと確認をさせていただきたいのですが、住所と電話番号を公職者名簿に載せないほうが良いという方はいらっしゃいますでしょうか。

《希望する委員挙手》

事務局（関根館長）

ありがとうございました。

議長（佐世会長）

それでは他にご意見がないようでしたら次の議題に進めさせていただきたいと思います。

（２）情報公開・個人情報保護運営審議会について

議長（佐世会長）

議題の（２）情報公開・個人情報保護運営審議会についてということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（関根館長）

はい。それでは説明の方をさせていただきたいと思います。

お手元の資料の資料1をご覧くださいと思います。こちらが、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会についてでございます。こちらの久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会でございますが、本市の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図り、これらの制度をより発展させていくため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置するものでございます。

次に2の運営審議会の所掌事項についてでございます。運営審議会の所掌事務は5項目ございます。こちらの所掌事務につきましては、令和4年度の個人情報保護法の改正に伴い、久喜市個人情報保護条例を廃止したことから、その影響により令和5年4月1日から内容が改正されております。

まず1点目が、「情報公開条例第24条第2項の規定により審議会に意見を聴かれた事項について審議し、答申すること。」でございます。情報公開条例第24条につきましては、四角の中に条文を掲載させていただいております。第24条では第1項におきまして、情報公開制度の公正かつ能率的な運営を図る観点から、必要に応じて実施機関に対し、所管する情報公開制度に関する事務の改善に必要な措置を講ずる責務を定めております。そして、本条第2項では、情報公開制度に関する事務を改善する措置が適切に行われるよう、実施機関に対し、そのうちの重要なものを久喜市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することを義務付けておりますので、これに基づく諮問があった場合は審議していただくこととなります。

2点目が、「個人情報の保護に関する法律施行条例第7条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。」でございます。個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、令和4年度に運営審議会の皆様に対し、諮問し答申をいただいております。第7条の各号にある、法施行条例の改正、廃止などの事項について、特に必要と認めるときは運営審議会に諮問することができるとなっております。

3点目が「市議会個人情報保護条例第51条の規定により諮問された事項について

て審議し、答申すること。」でございます。こちらは、個人情報保護法が、市議会に対しては適用されないため、市独自に制定した条例となります。この条例におきましても、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、運営審議会に諮問できるとされているものでございます。

4点目が、「前3号に掲げるもののほか、実施機関の市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会から審議会に諮問された情報公開制度又は個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について審議し、答申すること。」でございます。上記3つの各規定に基づく諮問以外にも情報公開制度又は個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について諮問された場合は、審議をしていただくことになります。

5点目が、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、実施機関に対し建議すること。」でございます。審議会として、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、市へ提案することができます。

以上5点が運営審議会の所掌事務になります。

次に3の組織でございます。(1)「審議会は、委員10人以内で組織する。」となっております。今現在、10人で構成させていただいております。

また、(2)「委員は、公募による市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する」となっております。7名の学識経験者と3名の公募による市民で構成されています。

以上となります。

議長（佐世会長）

ありがとうございました。この当審議会の職務権限についてが一番重要な、根本的な規定だと思いますので、これについて何かご質問等がございましたらお願いい

たします。

《質問なし》

議長（佐世会長）

基本的には諮問を受けて、それに対して答申を出すと、審議をしてですね。それが骨子になっていると思いますので、ちょっと受け身的な職責だろうと思いますけれども、また必要に応じて、そういうものが出てきたら審議をさせていただきたいと思います。何かあれば発言していただいて結構ですけれども、一応よろしいでしょうかね。

それでは、他に意見等がないようでしたら次の議題に進めさせていただきます。

（3）本市の情報公開・個人情報保護制度について

議長（佐世会長）

議題（3）の本市の情報公開個人情報制度についてということで、事務局の方から、議題（3）についてのご説明をお願いいたします。

事務局（関根館長）

それでは引き続き資料2をご覧ください。令和5年度から個人情報保護制度が大きく変わりましたので、例規等の体系図の資料を作成させていただきました。それでは説明させていただきます。まずは、久喜市の情報公開制度です。

久喜市情報公開条例と久喜市情報公開条例施行規則で構成されています。

（1）の情報公開条例には、公文書にはどういうものが該当するかなどの定義のほか、公開の請求方法、非公開情報、費用負担、公開決定等の期限等が規定されています。令和5年度から改正した箇所がございまして、参考資料3の5ページの第12条の「公開決定等の期限」についてです。この条文は、公開請求を受けてから決定までの期限を規定したものでありまして、一行目の「公開請求があった日から1

4日以内にしなければならない。」となっておりまして、令和4年度に改正をさせていただきます。改正前は、「公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない」となっておりましたが、令和4年度に個人情報保護法の改正があり、その改正内容に準じて情報公開条例の表記を改正したところでございます。また、上から5行目の5ページの第3項に「請求のあった日から44日以内」とあります。改正前は「45日」となっておりましたがこの部分も改正させていただいたものでございます。ただし、実際の決定までの日数につきましては、受付日を初日して含めるか含めないかの違いでありまして、日数は変更ないところでございます。

資料2の(2)の久喜市情報公開条例施行規則です。こちらには、情報公開条例の委任を受けて規定しておりまして、公文書の写しの交付部数や実費分の費用、各申請の様式、電磁的記録の公開方法等を規定しております。例規といたしましては、大きくはこの2つの例規により、制度を運用しております。

この他に、例規ではなく、この表には載っていませんが、「条例の解釈と運用」、「総合窓口事務手引」、「公開請求に係る事務手引」、「公開申出に係る事務手引」が整備されております。

次に個人情報保護制度に係る例規等の体系図でございます。令和3年度にいわゆる個人情報保護法が改正され、令和5年度から地方公共団体に法律が直接適用されることになりましたことから、令和4年度までの本市の個人情報保護条例を廃止し、本市における例規体系を新たに整備いたしましたものでございます。

全体像でございますが、まずは、個人情報の保護に関する法律が大元でありまして、法律において、条例で定めることが委任されているので作成したものが、左側の(2)久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例と(3)法律施行細則になりまして、法律の第66条の安全管理措置として市が定めることを義務付けられているため策定しているのが、(4)の久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程、以下(5)、(6)、(7)の基準やマニュアルになってお

ります。では、順にご説明申し上げます。

(1) の個人情報の保護に関する法律でございます。参考資料5の1ページをご覧ください。網掛けの部分が地方公共団体に適用される規定になっております。特に第5章の行政機関等の義務等は、個人情報の取扱いに関する規定や、本人からの開示請求、訂正請求等が規定されておりました、令和4年度をもって廃止した本市の個人情報保護条例と大きな仕組みは変わらないような内容になっております。

また、資料2にお戻りいただきまして、(2) の久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。参考資料6をご覧ください。こちらは、令和4年度に本運営審議会の皆様に諮問させていただき、答申をいただきまして制定をさせていただいたものです。第3条の手数料の規定や第4条の個人情報取扱事務届出書等、第5条の開示決定のまでの期限など、法律で条例において規定することが認められている事項について規定したものでございます。

また、資料2にお戻りいただきまして、(3) の久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則でございます。こちらにつきましては、交付に要する費用、コピー代、CD-R 代の他、各申請様式、電磁的記録の開示方法等を規定しております。

次に(4) の久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程でございます。参考資料8をご覧ください。

こちらは、本市の保有する個人情報の適切な管理に関して必要な事項、いわゆる安全管理措置を定めたものでございます。

1 ページの目次にありますように

第1章 総則から始まり、第2章 管理体制、第3章 教育研修、第4章 職員の責務、第5章 保有個人情報の取扱い、第6章 情報システムにおける安全の確保等、第7章 情報システム室等の安全管理、第8章 保有個人情報の提供、第9章 個人情報の取扱いの委託、第10章 サイバーセキュリティの確保、第11章 安全確保上の問題への対応、第12章 監査及び点検の実施、第13章 その他といった内容で構成されております。

個人情報に取扱いにつきましては、これまで旧の条例では、目的外利用や外部提供をするときに、運営審議会の皆様に意見を伺って承認されましたら実行できるというような規定もございましたが、そのような取扱いは無くなったところでございます。

また、資料2にお戻りいただきまして、次に（5）の久喜市個人情報取扱事務の外部委託及び指定管理に係る個人情報保護基準でございます。

こちらは、市の機関が保有している個人情報の取り扱いを伴う事務の全部または一部を市の機関以外のものに委託する全ての契約ついて、外部委託先におきまして、適正に個人情報の管理が行われているのかの確認・監督等の方法について規定したものでございます。

次に（6）久喜市保有個人情報の漏えい等の対応マニュアルでございます。こちらは、個人情報の漏えい等発生したときに、国が規定する要件に該当する場合は、国の個人情報保護委員会へその内容について報告する義務が生じることになります。まずは、速報として、市が漏えいの事態を知った日から3日～5日以内に報告、確報として市が漏えいの事態を知った日から30日以内に詳細を報告しなければならないことになっております。このマニュアルでは、発生から報告までの市内部における手順を定めているものでございます。資料につきましては、後ほどお確認いただければと思います。

なお、報告が必要な要件の例といたしましては、本人の人数が100人を超える場合、病歴等の要配慮個人情報が含まれる情報が漏えいした場合となっております。

次に（7）保有個人情報等に関する内部監査実施マニュアルでございます。先ほどご説明いたしました「久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」の第42条におきまして、保有個人情報の適切な管理を検証するため、市の機関に対し、監査の実施が求められています。こちらは、その内部監査の実施方法について定めたものでございます。自己点検チェックリストを各所属に提出し

てもらい、それを基に監査を実施していく流れになります。参考資料11をご覧ください。3ページの次に「8 様式」がございまして、様式3が自己点検チェックリストになります。

資料2にお戻りいただきまして、次に下の枠の個人情報の保護に関する法律の適用外のため、市独自に制度を設ける例規でございまして、(8)の久喜市死者情報の開示請求に係る取扱規則でございまして、個人情報保護法では、個人情報の定義を生存する個人に関する情報としていることから死者の情報は適用外となっております。しかし、実際には、死者の遺族等から、お亡くなりになられた方の情報について、開示請求がございまして、独自に規定を定めたものでございまして、内容は、基本的には国の個人情報保護法に準じた構成になってございまして、請求できる遺族等は、旧の本市の個人情報保護条例での運用と同様となっております。資料につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

次に(9)久喜市議会の個人情報の保護に関する条例でございまして、市議会に対しても個人情報保護法では適用外となりますので、独自に条例を定めたものでございまして。

参考資料13をご覧ください。第2章の個人情報等の取扱い、個人情報ファイル等、開示、訂正及び利用停止、開示、訂正、利用停止、審査請求といった構成になっております。

資料2にお戻りいただきまして、次に(10)の久喜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程でございまして。こちらは、先ほどの市議会条例の規則でありまして、写しの交付に要する費用や、各種申請様式などが規定されているものでございまして。以上は説明となります。

議長（佐世会長）

ただいま事務局の方から、情報公開と個人情報の体系的なもの、その規定関係ですかね、その部分で説明をいただきましたけれども、何かご質問等はございまして

でしょうか。どうぞ、小宮山さん。

小宮山委員

この後、参考資料1から参考資料14までを個別にやるわけではないんですね。

事務局（関根館長）

これで説明は以上です。

小宮山委員

それでは質問が2つございます。1つは、資料8、久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程について質問いたします。この措置の規程は、令和5年3月23日に開催された令和4年度第3回の審議会で、事務方よりご説明いただいたところです。そのときの規程、以下、前規程と言いますが、確定版だと理解していましたので今回配布された参考資料8とを見比べると、構成は変わりませんが、私が指摘した箇所を含め全条文が字句の修正等されています。その結果、条文の掴みが変わった部分がありますので、2つ質問します。

先ず、第35条第1項、資料8の8ページですが、前規程では「法第69条第2項第3号及び第4号」となっていたものが、現規程では「第4号」のみになっており、「第3号及び」の部分が削除されています。これは問題ではないでしょうか。つまり、個人情報の保護に関する法律、以下、法と言います。第69条第2項第3号に定める「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関、又は地方独立行政法人」以下、行政機関等と言いますが原則書面を取り交わさなくてよく、現規程第35条第3項で必要と認めるときのみでよいと読み取れます。この書き換えは、私の経験からは到底看過できません。法令の明確な強制規定、切迫緊急や省庁間で事前協議等がされている場合を除き、書面の取り交わしがなくて法第69条第1項及び第2項本文の確認等を確実に遂行できるのでしょうか。他の行政機関等と

の書面の取り交わしは必要と認められるときのみに限ってしまって、保有個人情報提供により不正使用・取得された場合等、当市は本当に大丈夫なのでしょうか。

次に、第41条、参考資料8の11ページですが、前規程の条文書き出しは「法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても」とありましたが、これが削除されています。また、前規程では第2項の括弧書きには「公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等」とありましたが、現規程では「公表を行う漏えい等が発生したときは」となっており、内部規程違反や委託先云々の部分は削除されています。第41条全体が前規程より対象範囲が狭義になったと読み取れますが、理由はあるのでしょうか。

議長（佐世会長）

どうぞ。回答をお願いします。

事務局（関根館長）

ご質問ありがとうございます。

まず、ご指摘の安全管理規程の関係でございます。第35条第1項のご指摘をいただきました。資料8の8ページですね、ページの一番最後の行でございます。第35条は、行政機関等の以外の者に保有個人情報を提供する場合は、書面を取り交わさなければならないといった内容になっております。小宮山委員さんがおっしゃったように、令和4年度末にこちらからご提示した内容でございますが、これは例規審査中の案をご提示させていただいたものでございます。確かに委員さんおっしゃいますように、その時点では「第69条第2項第3号及び第4号」という風になっておりました。この法第69条第2項第3号というのはどういう規定かということなのですが、参考資料の5の11ページをご覧ください。11ページの中段、第

69条第2項第3号の規定がございます。この第3号は、他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人、いわゆる行政機関に提供する場合において、相当の理由がある場合は例外により、目的外による提供を認める規定となっております。

そうしますと、この安全管理規程第35条第1項の行政機関以外の団体等に提供する場合の規定の中に、行政機関への提供に関する規定を盛り込んでしまうと矛盾が出てしまうため、第3号は除いたというものでございます。

安全管理規程の第35条第1項で引用している法第69条第2項第4号というのは、行政機関以外の方に保有個人情報を提供する規定でありまして、この規程の第35条第1項は行政機関以外の方に提供する場合の規定なので、引用するのは第4号だけで良いということになります。

また、同じく安全管理規程、参考資料の8の9ページの上段ですけれども、第35条第3項で、「行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定により、前2項に規定する措置を講ずるものとする」ということで、行政機関等に提供する場合は、必要があるときに書面等をお互いにかわすというような内容となっております。こちらは、他の行政機関については久喜市と同じように個人情報保護法が適用されておりまして、安全管理規程の策定とか、そういったものが義務付けもされておりまして、厳しい規定のもと運用されているという前提から、「必要があると認めたとき」というような表現をさせていただいております。ただし、実際に他の行政機関等において、個人情報をやり取りする場合は、書面で交わしている状況となっております。

あと、もう1点ですね。参考資料8の11ページの下安全管理規程第41条です。こちら、「事案の内容、影響等に応じて」という書き出しがございます。その前段に「法第68条1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても」という文言が、令和4年度末の当初案には入っていたのですが、それを例規審査の中で削除させていただきました。

た。これはどういうことかと言いますと、「本人への通知を要しない場合であっても」というのは、言い換えますと、「どのような場合でも本人の連絡その他の措置を講じなければならない」というような意味になりますので、削除した現行では、「どのような場合にあっては事案の内容、影響等に応じて、公表や本人への通知、その他の措置を講じなければならない」というような解釈で考えております。

また、次の第2項について、現行では、書き出しが「公表を行う漏えい等が発生したときは」という表現になっているのですが、令和4年度末の当初案では、その前段に「国民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については」との文言が入っていました。こちらも例規審査の中で、法令の文言として、例えばとか、国民に不安を与えかねない事案とか、そういった表現が馴染まないということで、こちらは「公表を行う漏えい等が発生したとき」の「等」の中に、そういう内部規程の違反とか、委託先の違反とかを集約をさせていただいたものでございます。従いまして、前にお示したものと解釈が変わったものとは考えていないものであります。

議長（佐世会長）

はい、ありがとうございます。他に何かございましょうか。どうぞ。

小宮山委員

今の事務局の説明では得心が行きません。

他の行政機関等への個人情報の提供は書類の取り交わしは原則ではなく、必要と認めるときと第35条は読めます。ですが市の現状は書類の取り交わしが原則であると聞こえました。当然規程は現状を踏まえた上で策定されるべきだと思うんですけども、他の行政機関等は書類の取り交わしは原則ではなく必要と認めるときの

み、というのは強い違和感を覚えます。

逆に、市は個人情報の提供は書類の取り交わしを原則だという根拠は何に基づくのでしょうか。委員の皆さんはどうでしょうか。

議長（佐世会長）

何か意見ございますか。はい、どうぞ。

石田委員

これはですね、委員さんがおっしゃるところも、非常に私も理解をしているんですが、柔軟な運営という観点からすると、今の規定でも問題はないかなと思いますけど。いかがでしょうか。

議長（佐世会長）

条文化するときに、当局で条文の調査というか、軸の調整じゃないけれども、調査をやると思うんですよね。整合性とかそういうことをね。その中で、その小宮山さんをご指摘しているものと、現実にでき上がったものを聞いたとき、説明があって僕も今初めて聞いたので消化不良ではありますけれども、特に小宮山さんのおっしゃっていたことを、後退したというふうな印象を持たなかったんですね。僕としてはね。だから、その後、軸の矛盾を直す、先程の3号と4号のところの行政機関等というところで、片方に行くと矛盾が生じてしまうから、そこは整えたということで質問の1の方は多分問題ないと思うんですよね。

質問の2の方についても、基本的にそれを現行的な形に変えたからと言って、小宮山さんをご主張されたようなことが、矛盾しているというのかな、悪化しているというかなんていいますか、その趣旨が取り入れられてないというふうには僕は感じなかったんですけれども。というのが、僕の今の不消化な状態での感覚でございます。今日貴重な意見が出たので、こういう意見が出たということを、何か記録に

とどめましてね、報告をしていただくということでもよろしいんじゃないでしょうか。この審議会全体としての意見の統一は、ちょっと今日できないので、そういう形の意見が出たということで、されたらいかがでしょうか。他に何かご意見ありますか。

(意見なし)

議長（佐世会長）

よろしいでしょうか。

小宮山委員

すいません、もう1つ。参考資料13の第16条及び参考資料14の第7条の匿名加工情報制度について、久喜市個人情報保護に関する法律施行条例、同細則との関係を質問します。令和4年度第2回審議会及び令和4年10月31日付の久公審議第2号「久喜市個人情報保護施行条例の方向性に係る答申について」の別紙3において、匿名加工情報制度の導入は都道府県と政令指定都市は義務付けられているが、市町村は任意である、本市ではノウハウがなく体制が整わない、手数料は将来変動があり今の尺度で規定できないから、制度の導入を見送った経緯があります。後で分かったんですが、手数料は国の標準額をそのまま適用すれば、人件費単価等の変動による改正が国によってなされるため、市の施行条例を都度改正する必要はありませんので、手数料が将来変動するからというのは理由に当たらないと思います。この制度の基本理念の一つは、新たなビジネスチャンスが生まれるというものでしたが、同じ自治体の枠の中で、組織が実施機関と議会では異なると言われるかもしれませんが、片方は導入せず片や導入ではちぐはぐな態様であり、市民目線及び制度を利用しようとする者からは、到底納得できない状況と思います。本市の実施機関では導入されず、なぜ議会では導入されたのか、論理的な説明をお願いします。

議長（佐世会長）

何かありますか、どうぞ。

事務局（関根館長）

ありがとうございます。確かに今、小宮山委員さんおっしゃられます通り、匿名加工情報については、執行機関の方は条例に規定することを見送っています。また、市議会の方の条例につきましては、条文として載っております。こちらについては、市議会の方では、全国市議会議長会というところから条例案が示されております。その内容を採用したのとなっておりまして、こちらは将来的にまた条例改正などが発生した場合、市議会議長会が示した案を採用していた方が管理しやすいということもあるので、内容等を精査した上で、議会としてはこれでいきましょうという整理したということございました。結果的に今は執行機関と扱いが違う条例になっていますけれども、運用としてはまだ議会も匿名加工情報を運用しておりませんので、実態としては同じような状況にあるのかなと思っております。

議長（佐世会長）

はい、ありがとうございます。ちょっと申し訳ないんですが、11時半に浦和で用事があるものですから、ちょっとあと5分ぐらいで終わりにしていただきたいんですけれども。どうぞ。

小宮山委員

運用の手数料はどうなっているんですか。

事務局（関根館長）

何の手数料でしょうか。

小宮山委員

議会の匿名加工情報の手数料です。

事務局（関根館長）

今、市議会の方は、手数料について規定はしてない状態ですよ。匿名加工情報の扱いは規定されておりますけども、手数料等については載せていないです。

小宮山委員

議会の匿名加工情報の手数料は、議会と市の間は無償かもしれませんが、市の電算処理等は外部の電算処理法人へ委託していると思いますので、市が外部法人等に支払う手数料の算出方法で結構です。それと同額以上であれば、将来実施機関が匿名加工情報制度を導入した場合の手数料の目安となると思いますので。

議長（佐世会長）

大変申し訳ないんですけども、質問が出たってことはちゃんと記録に残していただいて、あと個別に回答ができるようだったらしていただくようにしてください。ちょっとこの審議会ですら今議論はできませんので、次の方に進ませていただきたいと思います。

（４）その他

議長（佐世会長）

議題（３）については一応終わらせていただいて、議題（４）の方でその他について何かございますか。

事務局（関根館長）

はい。今後の予定についてなんですけども、先ほど、今、最初の資料でご説明させていただきました通り、委員の皆様におかれましては、市からの諮問があった場合について議論いただくところであります。今ところ具体的な諮問案件はございませんので、もしかしたら、そのまま、また今年度は終了してしまう可能性がありますし、状況が変わりまして何か諮問案件がありましたら、案内させていただきたいと思っております。以上です。

議長（佐世会長）

はい。ちょっと私の個人的な時間の都合で十分議論ができなくて申し訳なかったんですけど、一応他になれば、以上をもちまして本日の議事についてすべて終了したいと思います。これをもちまして、議長の職を解かせていただきたいと思いますので、ご協力ありがとうございました。小宮山さんの先ほど質問等については、ちゃんとお答えいただけるようにしてください。必要があればまたこういうことで、諮問が出るのであればちゃんと対応すればいいというふうに思います。よろしく願いいたします。

司会（福原課長）

会長ありがとうございました。それでは本日はお忙しい中、情報公開・個人情報保護運営審議会にご出席いただきましてありがとうございます。これをもちまして情報公開・個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年8月26日

佐 世 芳

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。